

# 令和4年度 第1回 遊佐町総合教育会議

日 時 令和4年7月25日(月)  
午後2時～  
場 所 遊佐町防災センター2階会議室

## 会 議 次 第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 協 議

(1) 遊佐町立小学校新校開校準備委員会の進捗状況について 資料1・2

(2) 令和3年度教育委員会事務点検・評価報告書について

(3) そ の 他

4. 閉 会

# 遊佐町総合教育会議 名簿

## 構成員

時田 博機	町長
土門 敦	教育長
石川 茂稔	教育委員 ・ 教育長職務代理者
石山 幸子	教育委員
齊藤 敦子	教育委員
土門 宏典	教育委員

## 説明調整員

佐藤 光弥	総務課長
渡会 和裕	企画課長

## 事務局

菅原 三恵子	教育課長
渋谷 志保	教育課長補佐兼文化係長
菅原 潤	教育課 総務学事係長
鈴木 純平	教育課 学校指導係長兼指導主事
斎藤 浩一	教育課 社会教育係長

## 【根拠条文】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(総合教育会議)

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 地方公共団体の長

二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

## 遊佐町総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の4第9項の規定に基づき、町長と教育委員会が、相互の連携をはかりつつ、効果的に教育行政を推進していくため設置する遊佐町総合教育会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について、協議及び調整を行う。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(会議)

第3条 会議は、町長が招集し、その座長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

(意見聴取)

第4条 会議は、必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、意見を聴くことができる。

2 会議には、必要に応じて町職員を説明調整員として出席させることができる。

(会議の公開)

第5条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録)

第6条 町長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを遊佐町のホームページで公表するものとする。ただし、会議を非公開で実施した部分、その他公表に適さない部分については、この限りではない。

2 前項の議事録には、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 会議開催の場所及び日時
- (2) 出席者の氏名
- (3) 協議事項及び議事の経過
- (4) その他会議において必要と認めた事項

(事務局)

第7条 会議の事務を処理させるため、事務局を遊佐町教育委員会教育課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月29日から施行する。



遊佐町の令和5年度の小学校統合に向けて  
～ 小中一貫した教育のさらなる推進に向けて ～

### 1 学校統合へ向けた基本的な考え方

- (1) 令和4年度までの5校の特色ある教育活動を大事にしながら、新しい学校を児童・保護者・地域・教職員が力を合わせて創っていくという意識を進める。
- (2) 統合することのよさを確認し、活力ある元気な学校づくりを行う。
- (3) 1小学校、1中学校を見据えて、小中9年間で育てたい児童・生徒像を描きながら教育活動を進める。
- (4) 遊佐町の良さ（強み）である、地域とともにある学校づくりをさらに推進する。

### 2 具体的な取り組み

#### (1) 新しい学校をみんなで作っていく視点で

- ① 5校全教職員で協議・検討していく。
- ② 児童の交流学习を進める。R4は遊佐小学校での交流学习を進める。
- ③ 情報共有を図る。（指導の統一性）
- ④ 保護者同士の交流・懇談もできるところから進める。

#### (2) 小中一貫した教育の視点で

- ① 小中の先生方が現在の学校、新校での児童の指導を考える（7/29の6者研）
- ② 学校経営基本構想を、小・中校長が検討する。（中学校の学校経営構想を参考にして）
- ③ 中学校のやり方に準じて考えていく。（教育後援会、同窓会、PTAのあり方等）

#### (3) 統合することのよさの視点で

- ① ふるさとを愛する児童を育てる。（自分の住んでいる地区から遊佐町全体へ）
- ② 人数が増え、さまざまな活動がさらに盛り上がる。
- ③ 多様な視点で考えることができる。
- ④ 学習のフィールドが広がる。

#### (4) 地域とともにある学校づくりの視点で

- ① CSと地域学校協働活動の一体的な推進を図る。
- ② 拡大学校運営協議会の開催（広く意見を聞ける）
- ③ 地域と生徒を結ぶ各地区連絡員（中学生）の配置（R3年度から実施）  
    ■ 中学生との地域連携活動も進む。
- ④ 地域住民の学びの場を作り、協働のまちづくりを進める。

### 3 今後の動き

- (1) 各部会での話し合い
- (2) 新校開校準備委員会での協議と情報共有
- (3) 交流学习の実施（各学年・全校）
- (4) 5校全体職員会議の実施
- (5) 閉校記念事業の推進（閉校式・思い出を語る会、閉校記念誌等）
- (6) 新校開校に向けたハード面・ソフト面の整備
- (7) スクールバスの試運転
- (8) 新校学級編成作業
- (9) 引っ越し作業
- (10) 新遊佐小学校職員顔合わせ・職員会議（準備会）の開催

## 学校統合に向けた令和4年度の予定

月	日	曜日	予 定	場所等
4	1	金	辞令交付	各小中学校
	7	木	遊佐中学校入学式▼	遊佐中学校
	8	金	各小学校入学式▲	各小学校
5	6	金	町教職員全体研修会、町教研各部会▼	生涯学習センター
	16	月	職員会議（4者会議）①・学年部会①▼	遊佐小学校
6	8	水	3年交流学習①▲10:45～11:45 時数2	遊佐小学校
	17	金	2年交流学習①▲10:45～11:45 時数2	遊佐小学校
	22	水	1年交流学習①▲10:45～11:45 時数2	遊佐小学校
7	6	水	4年交流学習①▲10:45～11:45 時数2	遊佐小学校
	13	水	5年交流学習①▲10:45～11:45 時数2	遊佐小学校
	29	金	全体職員会議②・学級担任研②▲・6者研▼（校長会主催）	遊佐小学校
8			職員作業（夏休み中）	各小学校
9	20	火	1～6年全体交流学習①（SB試運転①・校歌練習等）▲時数2	各バス停⇒遊佐小⇒各校
10	5	水	就学時健康診断（入学予定児童65名）▼	遊佐小学校
	15	土	高瀬小学校閉校式▲	高瀬小学校
	22	土	藤崎小学校閉校式▲	藤崎小学校
	29	土	藤岡小学校閉校式▲	藤岡小学校
11	11	金	遊佐中学校創立30周年記念式典・祝賀会▼	遊佐中学校
	19	土	吹浦小学校閉校式▼	吹浦小学校
12	3	土	遊佐小学校閉校式▲	遊佐小学校
	7	水	1年交流学習②▲10:45～11:45 時数2	遊佐小学校
	14	水	5年交流学習②▲10:45～11:45 時数2	遊佐小学校
	18	日	町子育てフォーラム（未定）	生涯学習センター
	26	月	全体職員会議▲	遊佐小学校
令和5年（2023年）				
1	12	木	2年交流学習②▲10:45～11:45 時数2	遊佐小学校
	18	水	3年交流学習②▲10:45～11:45 時数2	遊佐小学校
	25	水	4年交流学習②▲10:45～11:45 時数2	遊佐小学校
2	1	水	新入学児童保護者説明会▼	遊佐小学校
	6	月	1～5年全体交流学習②（校歌練習②他）▲時数2	各校⇔遊佐小学校
3	7	火	新校学級編成会議▼（各学年担任・特支担任）	遊佐小学校
	14	火	遊佐中学校卒業式	遊佐中学校
	18	土	各小学校卒業式	各小学校
	23	木	1～5年SB試運転②▲	各バス停⇔遊佐小学校
	24	金	小学校お別れの会▲	各小学校
	27	月	町校長会▲	遊佐小学校
	28	火	内示後新校職員会議▲	遊佐小学校
	29	水	引越作業 ～30日（予備日）	各小学校～遊佐小学校
	31	金	学校施錠（鍵・カード返却）	各小学校



R 4 新校開校に向けた学年交流学習計画表

2022. 6.16

学年	期日 (1回目)	内容	期日 (2回目)	内容
1年	6/22(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>仲間作りゲーム</li> <li>遊佐小探検 (教師主体)</li> </ul>	12/7(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>遊佐小探検 (児童主体)</li> </ul>
2年	6/17(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループ作りゲーム</li> <li>ミニレクリエーション</li> <li>校内オリエンテーリング</li> </ul>	1/12(水)	未定
3年	6/8(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>交流レク (しっぽとり、ドッジボール)</li> <li>全体で仲良くなる活動</li> </ul>	1/18(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>俳句に親しもう</li> <li>プレ3クラスに分かれて授業</li> </ul>
4年	7/6(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>名刺交換</li> <li>交流レク</li> </ul>	1/25(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>プレクラス分けして実施 (体育か外国語活動)</li> </ul>
5年	7/13(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>＜体育＞</li> <li>仲間作り</li> <li>ダッシュ 等</li> </ul>	12/14(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>＜図工＞</li> <li>デッサン (ランドセル)</li> </ul>
6年	9/20 (火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>仲間づくり</li> <li>レクリエーション (全体を3グループに分ける)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>＜学活＞</li> <li>「どんな遊佐小にしていきたいか」</li> </ul>





# 教育委員会事務点検・評価報告書

## 令和3年度事業



遊佐の小正月行事（女鹿のアマハゲ）  
国指定重要無形民俗文化財・ユネスコ無形文化遺産

令和4年9月  
遊佐町教育委員会

イラスト：木山由紀子